

中野区中小企業の経営力強化に向けた事業の実施について

原材料価格やエネルギー価格高騰等を背景とした物価上昇の影響や、令和6年4月1日以降、働き方改革関連法によって自動車運転業務の年間時間外労働時間の上限が制限される、いわゆる2024年問題等によって、中小企業者を取り巻く経営環境は厳しい状況にある。

また、中野区は創業比率が東京都平均を下回っており、事業承継を含めた創業支援の推進や、多くの区内事業者から求められている人材確保といった中野区固有の課題もある。

さらに、ダイバーシティ(多様性)、子育て支援、IT・DXの推進の視点など社会的な課題にも着目して支援体制の拡充を図っていく必要がある。

これらの様々な課題に対応するため、令和6年度から中小企業の経営力強化を目的として、包括的な支援事業を実施するとともに、中野区産業経済融資制度を見直す。

1 経営力強化支援事業の実施

(1) 事業内容

| 事業メニュー | 支援内容 | 補助上限額 / 補助率 |
|---------------|---|--------------------------------------|
| ① 販路開拓支援 | 新規顧客獲得、事業者間ネットワーク形成・BtoBマッチングなどの促進を目的として、ビジネスフェア出展に係る経費(出展料、運搬費、設営費)を補助対象とする。 | ①～④合算 補助上限額 20万円 補助率 1/2 |
| ② 多様性への対応支援 | 外国人や障害のある方などさまざまな利用者への対応を目的として、多言語化対応、食の多様性対応、店舗等の環境整備などを補助対象とする。 | |
| ③ 創業期の広報力強化支援 | 創業期の経営力強化を目的として、ホームページ制作委託費、パンフレット・チラシ・動画・DM作成経費、広告掲載費用、販促品作成経費、専門家への委託費を補助対象とする。 | |
| ④ IT・DX支援 | 中小企業のIT・DX化を目的として、専門家への委託費を補助対象とする。 | |

※ 対象者は区内中小企業者とする(③のみ補助対象は創業5年未満)。

※ 専門家委託経費とは東京都中小企業振興公社の専門家派遣事業における各テーマに合致した委託経費とする。

(2) 開始時期

令和6年7月1日

※ 補助対象は同一年度内とする。

2 人材確保支援事業の実施

(1) 事業内容

| 事業メニュー | 支援内容 | 補助上限額 / 補助率 |
|-----------------------|--|-----------------------------|
| ① 採用支援 | 中小企業者が求める人材の雇用促進を図ることを目的として、中野区及び隣接区にある学校（大学・高校・専門学校）からインターンシップを受け入れる場合に助成金を交付する。 | 補助上限額 20万円 |
| ②-1 定着支援 (雇用環境改善) | 働きやすい雇用環境の整備とともに、従業員の職場定着促進を目的として、社労士等へのコンサルティング費用を補助対象とする。 【コンサルティング内容】 就業規則の作成・見直し、一般事業主行動計画の策定、長時間労働削減に向けた業務の可視化・見直し、テレワークの導入、人事評価制度の改善（目標管理制度、評価制度等の導入等） | 補助上限額 30万円 補助率 3/4 |
| ②-2 定着支援 (子育て応援) | 子育て中の従業員の負担軽減や離職防止等を目的として、就業規則の中に、有給による子の看護休暇制度を基準日以降新たに定め、かつ対象となる従業員が3日以上同制度による休暇を取得した場合に助成金を交付する。 | 補助上限額 2万円/1人 1事業者3人 |
| ③-1 育成支援 (リスキリング) | 新商品・サービス開発や業務の効率化等、企業価値を高めることを目的として、専門的な職務技能・技術・知識等を身につけるための経費（研修受講料、講師謝礼）を補助対象とする。 | 補助上限額 10万円 補助率 1/2 |
| ③-2 育成支援 (資格取得等促進) | 2024年問題に対応し、ドライバー不足解消を目的として、対象の資格を取得した場合に資格試験等に係る経費を補助対象とする。 【対象とする資格】 自動車運転免許（普通～大型）※二種含む、牽引免許、フォークリフト運転技能講習、危険物取扱者、玉掛け技能講習 | 補助上限額 30万円 補助率 1/2 |

※ 対象者は区内中小企業者とするが、①は個人事業主を含める。

※ 他の機関から助成金を得ている場合は補助対象経費から除く。

(2) 実施時期

令和6年7月1日

※ 補助対象は同一年度内とする。

3 中野区産業経済融資制度の新設・見直し

(1) 新設する融資制度

| 資金の種類 | 融資制度の概要 | 自己負担利率 |
|------------|--|------------------------------|
| ①経営改善借換資金 | <p>信用保証協会の保証付きの中野区産業経済融資（経営改善借換資金を除く）の残高がある融資に対して借換を可能とする資金。中小企業診断士の支援を受け、事業計画（経営改善計画）を策定の上、資金を申請する。</p> <p>【対象者】 次のいずれかの要件を満たすもの （ア）セーフティネット保証（1号～8号）に係る認定を受けている。 （イ）売上高、又は売上高総利益率、又は売上高営業利益率が前年同期と比較して5%以上減少していること（最近3か月間(実績)と前年同月の比較）</p> | 0.4% (利率:1.9%のうち区負担は1.5%) |
| ②IT・DX導入資金 | <p>IT・DX導入に当たり必要となる経費に活用できる資金。中小企業診断士の支援を受け、事業計画を策定の上、資金を申請する。なお、導入後の効果を測定するため、中小企業診断士によるフォローアップを行うことで、事業者のIT・DX導入を推進する。</p> <p>【対象者】 IT・DX導入により経営改善を行う事業者</p> <p>【対象経費】 機械装置費、委託費、外注費、クラウド使用料等、専門家等依頼経費、デジタル技術取得経費</p> | 0.2% (利率:1.9%のうち区負担は1.7%) |

(2) 拡充する融資制度

① 経営安定支援資金

原油価格・物価高騰等の対策として実施している経営安定支援資金の本人負担率を無利子とする優遇措置を1年間延長する。

【現行】 令和6年3月31日まで

【変更後】 令和7年3月31日まで

② 創業支援資金

ア 自己資金要件の撤廃

創業に必要とする総経費の1/3相当の額の自己資金があること。

イ 創業者要件の拡大

国や都の考え方に合わせて創業者要件を変更する。

【現行】 創業日から3年未満の事業者

【変更後】 創業日から5年未満の事業者

(3) 実施時期

令和6年4月1日

4 創業者への信用保証料補助事業の実施

中野区産業経済融資制度のうち「創業支援資金」を利用する際に、信用保証協会に信用保証料を納付する必要がある。本事業を実施することで、優れた事業計画を有する創業者を後押しするとともに、区内における創業機運の醸成を図る。

① 対象者

創業支援資金の申し込みを行い、信用保証料を納付した創業者

② 補助割合

信用保証料の1／3（要件を満たす場合、残りの2／3は東京都が補助）

③ 実施時期

令和6年6月1日

※ なお、本事業の対象者は、令和6年4月1日以降に創業支援資金のあつ旋申し込みを行った事業者とする。